

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業給付を一部支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、Aに所在するB会社C営業所に勤務し、運転士として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、バイクにて出勤途中、乗用車と接触して転倒し負傷した（以下「本件負傷」という。）。請求人は、同日、D病院を受診し、その後、E病院を受診し「頸椎捻挫、右肩打撲傷、両手打撲傷、左膝打撲傷、捻挫」（以下「本件傷病」という。）と診断され、同年〇月〇日から同年〇月〇日まで休業した後復職した。請求人によると、その後、右肩の動きが悪く、転院して手術の段取りをしていたが、血糖値が高いため手術に影響を及ぼすおそれがあるとして、手術日を平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日に延期して、私病である糖尿病の治療を行った上で右肩の手術をしたという。
- 3 本件は、請求人が、本件負傷により休業したとして、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの〇日間（以下「本件請求期間」という。）の休業給付を請求したところ、監督署長は、本件請求期間のうち、休業の必要性が認められる〇日間を休業給付の対象として支給し、その余の期間については支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたこ

とから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人の平成○年○月○日以降の期間における休業給付請求に対し、その一部を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件請求期間のうち、手術の延期の原因となった私病である糖尿病の加療期間についても、手術に必要なものであるから、休業給付を支給すべきであることを主張しているので、以下、検討する。

(2) 休業の必要性が認められる期間について

ア F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「初め、(平成○年)○月○日手術予定であったが、糖尿病のコントロール不良で、同年○月○日に延期。同年○月○日～同月○日まで、糖尿病内科で入院加療。入院以外の期間は休業不要」と述べている。

イ G医師は、F医師の意見、受傷した右肩関節の状態、治療経過等を踏まえ、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「右肩関節には動作時痛があるが、腱板は不全断裂であり、術前の可動域は保たれているので、休業を要する期間については、手術の延期の原因となった私病である糖尿病による加療期間は右肩関節の障害による休業とは認められない。」と意見している。

ウ 当審査会としては、G医師の意見のとおり、請求人が糖尿病の治療のために入院したことは、私病の治療のためであり、その入院期間を本件負傷に係

る療養のため労働することができなかった期間と認めることは困難であって、決定書理由に説示のとおり、本件請求期間のうち、休業給付の対象として休業の必要性が認められるのは、右肩の手術のために入院した〇日間（平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日）と通院日である2日間（同年〇月〇日及び同年〇月〇日）の計〇日間であると判断する。

(3) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。